

教 文 博 第 3 0 2 2 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 27 日

関 係 所 管 機 関 の 長
各道立美術館・博物館等の長 (指定管理者) 様
各青少年体験活動支援施設所長 (指定管理者)

生涯学習推進局長

道立社会教育施設等の休館について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、現在、道内で感染が拡大し、多数の感染者が報告されているところです。道内の感染症発生状況は、当初とは明らかに異なっており、流行の早期終息のために、この 1～2 週間が極めて重要な時期と考えております。

こうした中、道立社会教育施設等においては多数の方々が利用することから患者クラスター (集団) が発生する恐れがあるため、感染拡大防止の観点から次の期間、休館が適当と判断しましたので、適切に対応願います。

また、指定管理者におかれましては、この度の対応をご理解の上、ご協力願います。

記

1 休館する道立社会教育施設等

(1) 図書館・美術館・博物館

北海道立図書館、北海道立近代美術館、北海道立三岸好太郎美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館、北海道立帯広美術館、北海道立文学館、北海道立釧路芸術館、北海道立北方民族博物館、北海道立埋蔵文化財センター

(2) 青少年体験活動支援施設

ネイパル砂川、ネイパル深川、ネイパル森、ネイパル北見、ネイパル足寄、ネイパル厚岸

2 休館する期間

令和 2 年 (2020 年) 2 月 29 日 (土) ～ 3 月 16 日 (月)

3 その他

北海道所管の博物館 (北海道総合博物館 (北海道博物館・北海道開拓の村、自然ふれあい交流館)、オホーツク流氷科学センター) についても同様の対応を行うことを申し添えます。

(生涯学習課生涯学習推進・施設グループ)

(生涯学習課社会教育・読書推進グループ)

(文化財・博物館課博物館グループ)

(文化財・博物館課文化財調査グループ)